

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び 特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ & A

(令和2年3月11日時点)

【学習指導】

問13 卒業を迎える学年以外の児童生徒に、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合に、次学年の授業時数の中で、前学年の未指導分の授業を行うことは可能か。

- 今般の臨時休業に伴い、卒業を迎える学年以外の児童生徒が授業を十分受けることができなかった場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて、次年度に補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行うことも考えられます。
- その場合において、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもなく、各学校において弾力的に対処いただくことが可能です。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問14 補充のための授業を行う時数を確保するために、令和2年度に長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることを検討しているが、可能か。[新規]

- 前問で示しているとおり、補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行う場合において、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもありません。
- しかし、各設置者等の判断で、補充のための授業を行うために長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能です（学校教育法施行令第29条、学校教育法施行規則第61条等）。
- その際、児童生徒の負担が過重となっていないか、また、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重となっていないかに配慮することが求められます。
- また、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振り替えを行うことが必要となります。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

【体育・部活動】

問40 臨時休業期間中に、学校の校庭や体育館、公共スポーツ施設を開放して、児童生徒が運動する機会を提供してもよいのか。[更新]

- 児童生徒の健康保持の観点から、児童生徒の運動する機会を確保するため、学校の校庭や体育館、公共スポーツ施設の開放を設置者や各学校等の判断において行うことについては、一律に否定するものではありません。
- この場合においても、一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないよう配慮することが必要です。
- 特に、屋内である体育館の開放については、ドアを広く開け、こまめな換気を心がけたり、児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を消毒液を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じた上で、少人数の児童生徒への開放にとどめるなど、より慎重な対応が必要であると考えます。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（3月2日付文部科学省初等中等教育局長他通知）

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（2674）

担当：スポーツ庁参事官（地域振興担当）（3773）

問41 臨時休業期間中の部活動の取扱い如何。

- 部活動は学校の教育活動の一環として行われるものであり、今回の臨時休業期間中は、部活動の実施は基本的には自粛されるべきものと考えます。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（3777）

【その他】

問46 学校臨時休業中の図書館の開館、利用は可能なのか。

- 子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

- 公益社団法人日本図書館協会が2月28日に公表した「新型コロナウイルス感染症による学校休校に係る図書館の対応について」では、「学校が休校になった場合、児童生徒が図書館（中略）を訪れる可能性は高いと思われます。各図書館・学校図書館におかれましては、自治体、教育委員会、設置母体等と、密接に情報交換・協議をして歩調を合わせ、それぞれの地域の状況に適した、感染拡大を防ぐ対応を図っていただきたい」とされています。
各図書館の開館、運営については、こうした点を踏まえ、適切に判断していただきたいと考えます。

- なお、各図書館では、
 - ①一人当たりの貸出冊数を通常よりも多くしたり、貸出期間を通常よりも延長したりする。
 - ②休館中でも事前に予約した本の貸出等を行う。
 - ③学校図書室を、児童の自主学習スペースとして活用する。等の柔軟な取組も行われています。こうした例も参考にさせていただきようお願いします。

担当：総合教育政策局地域学習推進課（内2094）